

被用者年金一元化に伴うシステムの設定誤り等について(報告)

当会では被用者年金一元化に対応するためのシステム改修を行いました。
 平成27年10月以降、改修後の新システムが稼働を開始したところですが、これまでいくつかのシステムの設定誤り等により、一部の年金受給者の方にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、すでに公表した事象以外に平成27年度に判明した事象を下記のとおり報告いたします。
 今后再発防止に取り組んでまいりますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

項番	件名	(1)事象発生年月日 (2)対象者確定年月日	事象・対応	左記の対象人数
1	年金支給額及び年金額改定通知書の記載誤り	(1)平成27年11月18日 (2)平成27年12月7日	(事象) 追加費用期間を有する遺族共済年金を受給されている方の削減計算に必要な年金額情報に誤りがあり、関係実施機関から誤った支給額が記載された年金額改定通知書が送付され、一部の年金受給者の方に誤った年金が支給されていることが判明しました。 (対応) 該当の年金受給者の方には、支払いに影響があった実施機関からお詫び文書と正しい支給額を記載した通知書を送付し、未払分の年金について振込を完了しました。	136名
2	年金支給額及び支給額変更通知書の記載誤り	(1)平成27年12月4日 (2) ①平成27年12月9日 ②平成28年4月1日	(事象) 退職共済年金を受給している方の受給権発生年月日の情報設定に誤りがあり、①関係実施機関から65歳の手続きに関する誤った案内文書が送付されていること、②関係実施機関から誤った年金が支給されていること、が判明しました。 (①の対応) 該当の年金受給者の方には、関係実施機関からお詫び文書を送付しました。 (②の対応) 該当の年金受給者の方には、当会からお詫び文書を送付するとともに支払いに影響があった実施機関から説明文書と正しい支給額を記載した通知書を送付し、年金の精算手続を完了しました。	① 325名 ② 380名
3	年金支給額及び支給額変更通知書の記載誤り	(1)平成28年1月29日 (2)平成28年7月28日	(事象) 退職共済年金を受給されている方の年金決定情報に誤りがあり、関係実施機関から在職中の年金を受給されている方の年金に影響があることが判明しました。 (対応) 該当の年金受給者の方には当会からお詫び文書を送付するとともに支払いに影響があった実施機関から正しい支給額を記載した通知書を送付し、年金の精算手続を完了しました。	72名

平成28年4月6日

在職支給停止額の計算等の誤りについて

平成27年12月及び平成28年2月の定期支払において、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」といいます。）のシステムのプログラム設定の一部に誤りがあり、在職中の退職共済年金又は老齢厚生年金の支払いを受けている一部の共済年金受給者の方の年金について、在職老齢年金支給停止額（以下「在職支給停止額」といいます。）の計算等が誤っていたことが判明いたしました。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

なお、対象となる年金受給者の方には、連合会よりすでに事情を説明したお詫びの通知を送付しています。

1. 概要

① 在職支給停止額の計算誤り（事象1）

平成27年10月の被用者年金制度の一元化（以下「一元化」といいます。）により、2以上の実施機関から年金を受けている方の在職支給停止額については、それぞれの年金を合算して計算することになりました。

具体的には、在職支給停止額の総額を計算した上で、その総額をそれぞれの年金額で按分し、それぞれの年金の在職支給停止額を計算する仕組みとなっています。

このたび、在職中の退職共済年金等と日本年金機構の老齢厚生年金を受給されている一部の共済年金受給者の方について、日本年金機構の老齢厚生年金の年金額を合算せずに在職支給停止額の計算を行っており、誤った年金が支払われていた事象が判明しました。

② 高年齢雇用継続給付と年金の調整漏れ（事象2）

在職中の退職共済年金や老齢厚生年金を受給している方が高年齢雇用継続給付を受給している場合は、在職支給停止額の計算のほか、高年齢雇用継続給付の支給率に応じて退職共済年金等の支給額がさらに支給停止されることになっています。

この高年齢雇用継続給付との調整については、一元化前は、厚生年金又は共

済年金の同一の制度に加入していて、かつ、高年齢雇用継続給付を受給している場合にのみ調整が行われていましたが、一元化後は、被用者年金が厚生年金に統一されたことに伴い、異なる制度間においても調整が行われることとなりました。

これにより、連合会から退職共済年金や老齢厚生年金を受給されている方が、民間や私立大学など他の厚生年金被保険者であり、かつ、高年齢雇用継続給付を受給している場合は、本来であれば、平成 27 年 10 月以後の年金から新たに調整が行われることとなりますが、一部の共済年金受給者の方について、この調整が行われていなかった事象が判明しました。

2. 原因

一元化後においては、連合会が年金支給額を計算する際に必要な情報で日本年金機構等が保有しているものについては、連合会は情報連携システムを通じて必要な情報を取得し、連合会の情報抽出のためのプログラムで処理したうえで、年金支給額の計算に用いているところですが、このプログラムに誤りがありました。

具体的には、このプログラムにおいて、一部の共済年金受給者の方の在職支給停止計算に必要な厚生年金情報や高年齢雇用継続給付の受給情報を取得できていなかったことが原因です。

3. 影響

対象者の方については、お支払いした年金額に誤りが生じています。

<年金の支払いに影響が出た件数及び金額>

在職支給停止額の計算誤り（事象 1）

①未払い

支給額に影響した件数	3,529 件
平均額	19,977 円
最大額	270,077 円
最小額	16 円
総額	70,500,086 円

②過払い

支給額に影響した件数	3,870 件
平均額	13,761 円
最大額	179,968 円
最小額	14 円
総額	53,255,076 円

高年齢雇用継続給付と年金の調整漏れ（事象2）

支給額に影響した件数	4,806 件
平均の過払額	13,161 円
最大の過払額	141,468 円
最小の過払額	17 円
過払総額	63,252,359 円

4. 対応

- (1) 連合会では、誤りのあったプログラムについては既に修正を行い、正しい情報に基づき、あらためて支給額の計算及び支払等の処理を行いました。
- (2) 対象者の方には、お詫びをするとともに、未払金については3月中に送金を行い、過払金については、平成28年4月以降の年金の支払で調整させていただくよう、お願いをしております。
- (3) 連合会では、今回の事象を分析し、一元化に関連する情報連携プログラム、情報抽出プログラム等の再確認作業を行うとともに、再発防止に取り組んでまいります。

《問い合わせ先》

国家公務員共済組合連合会

年金部 業務企画課

電話 03-3265-8141(代表)